

専任主任技術者兼務の取扱いについて

大館市が発注する工事（以下「市工事」という。）における建設業法施行令（以下「令」という。）第27条第2項の適用については以下のとおり取扱うものとする。

1. 適用範囲

建設業法第26条及び令第27条に規定される請負代金額が3,500万円（建築一式工事の場合は7,000万円）以上の工事のうち、専任の主任技術者として配置する工事（監理技術者は除く）について適用される。

2. 専任の主任技術者の兼務を認める市工事の範囲

専任の主任技術者の兼務を認める工事	下欄①～③に該当しない専任の主任技術者を配置又は配置予定の工事
専任の主任技術者の兼務を認めない工事	① 低入札価格調査を経て契約締結した又は締結しようとする工事（低入札受注工事）
	② 大館市経常建設共同企業体取扱要綱及び大館市特定建設工事共同企業体取扱要綱に基づく共同企業体が施工する工事（JV施工工事）
	③ 上記①～②以外で、工事内容及び施工管理の難易度並びに工事現場の地理的状況に鑑み、発注者が主任技術者の兼務を認めないと判断する工事

3. 市工事に配置される専任の主任技術者の兼務を認める他工事の要件

市工事に配置又は配置予定の専任の主任技術者が兼務することを認める他工事（以下「他工事」という。）は次の（1）～（3）の全ての要件に該当する工事とする。

（1）市工事、及び国、県が発注する公共工事

（2）配置技術者の資格要件が市工事と同一である工事

		市工事	他工事	兼務の可否
配置技術者の資格要件	例1	一級土木施工管理技士	一級土木施工管理技士	○
	例2	一級土木施工管理技士	一級建築施工管理技士	× ※1

※1 例2の場合において、同一人が一級土木施工管理技士及び一級建築施工管理技士の両方の資格を保有する場合でも、兼務は認めないものとする。

（3）他工事が主任技術者の専任が必要とされる工事である場合は、当該他工事の発注者が市工事との主任技術者の兼務を認めている工事

4. 令第27条第2項の適用に係る判断基準等

（1）同一の主任技術者が兼務できる工事数専任が必要な工事を含む同一の主任技術者が兼

務できる工事数（市工事と他工事）は合わせて2件とする。

（2）「工事現場の相互の間隔が10km程度」について

自動車で行き可能な経路による工事現場相互の距離が10km程度とする。

（3）「工作物に一体性又は連続性が認められる工事」の例

- ・工事現場相互の間隔が10km程度にある同種の土木工作物を対象とする工事（県道改築工事と市町村道舗装工事等）
- ・工事現場が隣接する土木工事（道路（橋梁）工事と河川改修工事等）
- ・同一敷地内にある建物の建築工事又は設備工事

（4）「施工にあたり相互の調整を要する工事」の例

- ・工程調整や安全確保のための調整を要する工事等

（相互に土量分配計画の調整を要する工事、工事道路の共有、資材の一括調達、同一の下請け業者による施工により相互に工程調整を要する工事等）

上記（2）かつ（3）又は（4）に該当する工事については、令第27条第2項が適用される場合に該当することとし、1人の者が双方の主任技術者を兼務することができる。

5. その他

（1）現場代理人の常駐緩和

令第27条第2項により、同一の専任の主任技術者が管理することを認めた2件の工事いずれもが市の発注する工事であり、かつ工事現場が大館市内である場合は、現場代理人を兼務することができるものとする。

6. 施行期日

平成26年4月1日以降に入札公告等を行う建設工事から適用する。

◆専任の主任技術者の兼務に係る手続きについて◆

① すでに専任の主任技術者として配置されている者を、さらに別の工事の非専任の主任技術者として配置する場合

- I. 以下のⅡ～Ⅳは入札参加申込書の提出期間内に行ってください。
- Ⅱ. 受注者は、施工中の工事の発注課へ別紙1「専任の主任技術者の兼務に係る承認申請について」（以下「承認申請」という。）を提出してください。
- Ⅲ. 上記Ⅱ.により申請を受けた発注課は、上記1～4に記載する基準等に従い、専任の主任技術者の兼務を承認するか否かを判断し、兼務することについて承諾（担当課承諾印）を受けてください。
- Ⅳ. 次に、兼務しようとする他工事の発注課にも同じく本承認申請を提出し、兼務することについて承諾（担当課承諾印）を得てください。承諾を得た後、本承認申請の原本を入札参加書類と併せ契約検査課に提出してください。
また、入札参加申込書類の添付書類（別紙2記載例参照）「配置予定技術者の資格」中「配置予定技術者の現況等」の「本工事に従事できると判断する理由」欄に『令第27条第2項による兼務』と記入し、入札参加申込書類と併せて契約検査課に提出してください。
- V. 上記により専任の主任技術者の他工事との兼務を承認された受注者は、他工事への兼務が決定した時は、速やかに施工中の工事の発注課に報告してください。

② すでに専任の主任技術者として配置されている者を、さらに別の工事の専任の主任技術者として配置する場合

- Ⅵ. 手続きは上記IからVと同様ですが、上記Ⅱの承認申請を提出する前に、これから専任の主任技術者として配置しようとする工事の発注課へ、発注された工事が『令第27条第2項により専任の主任技術者の兼務を認める市工事』であるか否かを照会してください。
- Ⅶ. 上記Ⅵにより照会のあった工事の発注課は、専任の主任技術者の兼務を認める市工事であるか否かについて回答してください。
- Ⅷ. Ⅶでの確認以降は、上記ⅡからⅤの手順で手続きを進めてください。

③ 施行中の工事に非専任の主任技術者として配置している、または入札手続き中の他工事に主任技術者として配置予定である者を、さらに別の工事の専任の主任技術者として配置する場合

- Ⅸ. 上記②と同様（ⅥからⅧ）の手順で手続きを進めてください。